

環境問題として水俣病事件と 福島放射能汚染問題を考えるための予備的考察

宮 嶋 俊 一

アブストラクト

「水俣」病という名称は一方で水俣という土地に疾患のイメージを付与する「レッテル」となっているが、他方でその地で起こった出来事の本質を捉える役割を果たしてもいる。「水俣」病とは、水俣で病気が発生したというだけでなく、水俣の自然環境すべてが「罹患」したことを表している。そして、水俣病は食という営みを通じて人間が自然環境の一部となっていることを明確に示した。ゆえに、自然環境保護とは人間を守ることであり、また人間を守ることが自然環境保護にも通じることが明らかとなる。ここで言われる自然環境とは、主体として人間が利用すべき客体としての自然ではない。「水俣病事件」を見つめ直すことによってそのことが見えてくる。そして、それは福島第一原子力発電所爆発事故後の放射能汚染問題について考えていくためのヒントを与えてくれる。放射能汚染問題について、水俣病事件のように健康被害をはっきりと示すことは難しいが、そこで懸念されていることは、人間がその一部であるところの自然環境汚染・破壊とそれによって影響を受ける人間のいのちなのである。

キーワード：水俣病、福島第一原子力発電所爆発事故、放射能汚染、石牟礼道子、自然保護

はじめに

東日本大震災の地震・津波がもたらした東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故は、甚大な放射能汚染被害を引き起こし、本稿執筆時点（2013年9月）においても収束の目処は立っていない。これまで人類が経験したことのない未曾有の重大事故と言っても過言ではなく、とりわけ放射能汚染の拡大、その影響について大きな不安が広がっているのが現状である。

そうした中で、この出来事を過去の出来事と比較しつつ検討・考察する動きも起こっている。例えば、同じ放射能汚染問題を引き起こした原子力発電所爆発事故として、チェルノブイリ原発事故と比較する動きは事故直後からあった¹。

また、原子力や放射能（汚染）の関連で、広島や長崎の原子力爆弾投下との比較も行われている²。さらに、原子力発電所の建設問題と沖縄の基地問題を比較し、両者に共通する問題構造を抽出する動きもある³。

確かに、それぞれの出来事は一回的なものであり、その出来事が発生した状況も、また影響・被害の規模や内容も異なっている。それゆえ、安易な同一視は避けなければならないだろう。だが、ある側面・ある観点から見て、共通の構造を取り出していくことも可能なはずであり、またそれは必要なことでもある。歴史から学ぶとは、過去の出来事を参照軸としながら未来を構築することであり、いかに原発事故や放射能汚染の拡大が未曾有の出来事であっても、過去

に向き合う作業から問題解決の糸口を探ることが可能なはずだ。とりわけ放射能汚染問題では、将来における人体への影響・被害が懸念されている。この問題が、今現在、既に発生している問題というだけではなく、これからの発生が危惧されている問題であること、またそれが何ものにも代え難い「いのち」の問題であることを考えると、過去から学ぶことは益々重要となる。

そうした問題意識の下、本稿では、水俣病事件に焦点を当てていきたい⁴。福島第一原子力発電所の原発事故後の放射能汚染の拡大が懸念される中で、それを水俣病と比較する動きはかなり早い段階から存在していた⁵。本稿もそうした流れに棹さすものではあるが、その中でも特に環境といのちという視点を軸に考えてみたい。なお、本稿は今後の研究のための礎石としての素描であり、概略的に問題の在処を示すことを目的としている。そして、現在進行形で事態が推移している放射能汚染問題ではなく、ある程度問題の射程を明確化できる水俣病事件を主に論じ、そこから放射能汚染を考える糸口を探ることを目指したい。

「ミナマタ」と「フクシマ」

「水俣病」について基本的なことを確認しておく。水俣病は、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚介類が直接エラや腸管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的に多量に食した住民の中に発生した中毒性の中樞神経疾患である。当初は原因不明の特異な神経疾患として、熊本県水俣湾周辺を中心とする不知火海（八代海）沿岸で発生し、その後新潟県阿賀野川流域においても、発生が確認された。熊本県水俣湾周辺の水俣病（熊本水俣病）については、1956年（昭和31年）5月、初めて患者が報告され、その年の末には1953年（昭和28）12月から発生していた54人の患者とそのうち17人が死亡していることが確認された。そして、この疾患は1957年（昭和31年）以降「水俣病」と

呼ばれるようになった⁶。

本稿ではまず、この「水俣病」という名称をめぐる問題について考えたい。やや些末とも思える事柄であるが、この名称には本質的な問題が含まれていると考えられるからだ。

今日、水俣という地名を耳にした者の多くが想起するのは、残念ながら「水俣病」のことであろう。さらに「ミナマタ」とカタカナ表記されることで、疾患との結びつきが強調されていく。つまり、地名のカタカナ表記は、そうすることによって、それがたんなる地名ではなくなり、そこで起こったことが地名によって象徴させられていくということなのである。

「ミナマタ」と同様の事例は、他にも数多く存在する。「ヒロシマ」や「ナガサキ」というカタカナ表記も、たんなる地名ではなく原子力爆弾の投下という歴史的出来事の象徴とされていった。そうした表記は、一方で「ノーモア・ヒロシマ」「ノーモア・ナガサキ」というスローガンとして、平和運動における国際的アピールの場で重要な役割を果たしてきたと言えるだろう。だが他方で、広島や長崎という地名に独特の（場合によっては差別的な）ニュアンスを与えてきたこともまた事実である。

福島第一原子力発電所の原発事故・放射能汚染の問題について論じられる際にも、カタカナによる「フクシマ」という表記が用いられることがある。この「フクシマ」という表記も、たんなる地名ではなく、原発事故・放射能汚染という歴史的出来事を象徴化する意図が含まれていると言える。「ノーモア・フクシマ」というスローガンは、すでに反原発運動において一定の役割を果たしているかにも見える。逆に、「フクシマ」という表記がたんなる地名ではなく、福島県（民）に対して原発事故・放射能汚染というイメージを貼り付け、さらにはそれが差別や偏見を助長するのではないかという懸念もあり、その表記を批判する声も多数存在する。

ではあらためて「ミナマタ」はどうであろうか。もちろん、水俣が「ミナマタ」となること（カタカナ表記ではなく、漢字表記であったと

しても同様のことは起こりうるが)で、公害病や環境被害の象徴的な地名とされていった。そもそも、水俣市を中心とする地域で発生した「メチル水銀中毒症」(これが本来の「病名」である)に対して、地名を冠した病名を付けることに対する疑問もある。風土病のように特定の地域にのみ発生する病気であるならまだわからないでもないが、そうではないにも関わらず「水俣病」と名付けられてしまったことで、水俣＝公害都市というレッテルが貼られてしまい、そのレッテルは未だに剥がされてはいないからである。

だが、実際に病気で苦しんできた、そして現に苦しんでいる人たちからすれば、その存在・その出来事を忘れないで欲しいという思いもあるだろう。このように、今日においても「水俣病」という病名そのものが、水俣市民に複雑な感情を抱かせている⁷。

「環境」問題として

以上、「水俣病」という名称がもたらすジレンマについて指摘をしたが、原田正純はこの名称問題に対して積極的に「水俣病」という名称を用いるべきと主張した論者のひとりであった。水俣病研究の第一人者とも言える原田は、水俣病が公害の原点とされる理由として、次の2点を挙げている。「第一に、工場環境汚染によって食物連鎖を通じて起こったこと、第二に、胎盤を通じて胎児性水俣病が発生したことである」⁸。そして呼称問題について、1972年(昭和47年)ころに病名変更の運動が起こったことを踏まえつつ、以下のように述べている。

「確かに、水俣市民が水俣病事件によっていわれなき差別を受けてきたことは事実である。水俣病は有機水銀中毒だから「有機水銀中毒とすべき」という意見もあった。それもまた、事実ではあるが、重要な事実を見落としているとも言える。それは、水俣病が環境汚染によって、食物連鎖を通じて起こった有機水銀中毒であるという点である。それ以前に、あるいは水俣以

外で経験された有機水銀中毒は農業工場や実験室での中毒(職業病)、農民の誤食(事故)、自殺のための服用、医薬品としてなど直接の中毒であった。したがって、水俣病を有機水銀中毒としてしまうと、その発病メカニズムの特徴が消えてしまう⁹。

つまり、原田が「水俣病」という名称に積極的な意義を見出すのは、水俣病を(たまたま)水俣で起こった(それゆえ、水俣市民が罹患することとなった)病気としてだけではなく、水俣という土地そのものを破壊する「病」として認識していたからだと考えられる。「水俣病」に罹患したのは、そこで暮らしていた住民はもちろんのこと、動植物を含めた自然環境の全体としての「水俣」だったのである。先に述べた原田による水俣病の特徴づけの第一、すなわち「工場環境汚染によって食物連鎖を通じて起こったこと」という指摘は、このことを考える上で重要である。つまり、「食」という観点から考えたとき、人間と「環境」は対置されるものではなく、人間がその中に含まれてしまうということがそこで指摘されているのだ¹⁰。

環境問題の議論では、人間中心主義的立場と生命中心主義・生態系中心主義的立場とが対立してきた¹¹。わかりやすく言ってしまうと、前者は「人間のために環境を守る」という立場、後者は人間以外の動植物を含め、すべての生命を尊重する立場、ということになろう。だが、水俣の問題から言えることは、人間も食物連鎖の一部に組み込まれている以上、自然「環境」の一部であり、そこから逃れることはできないということである。水俣において、魚に異常が現れ、猫が狂い死にする状況で、人間だけが健康でいられるわけがない。人間は「食」を通じて環境と一体化する¹²。人間の身体そのものが、「食ベモノ」によって作られているのだから、「食ベモノ」が汚染されていけば、人間の身体も汚染されていくのである。

そのことを裏返して言っているのが、原田による水俣病の第二の特徴づけ、すなわち「胎盤を通じて胎児性水俣病が発生したこと」である。

原田の指摘通り、人間の身体そのものが環境の一部であり、「子宮」も例外ではない。子宮は胎児にとっての外部環境であると同時に、母胎の外部環境とも結びついている。よって外部環境が汚染されれば、子宮という内部環境（それは胎児にとっての外部環境である）もまた汚染されてしまうのである¹³。

「環境汚染が人間に被害を与える」という表現にやや正確さが欠けていると思われるのは、この表現において「環境」が「人間」の外部にあり、「主体」としての人間が「客体」としての環境から被害を受けるというニュアンスが含まれているからである。だがそうではなく、「食」という営みを念頭に置けば、人間そのものが自然環境であり、自然環境がまた人間であるというのが現実なのだ。このことをつかて今西錦司は次のように説明した。「この生物という統合体が独立体系であるということの結果として、生物とその外界、あるいはそこに生物を入れているものとしての環境というものが考えられる。けれども独立体系としての生物であっても、生物が生きていくためにはその外界からあるいはその環境から生物はまず食物を取りいれなければならない。（中略）ということは、生物は環境をはなれては存在しない。その意味で生物とはそれ自身で存在しうる、あるいはそれ自身で完結された独立体系ではなくて、環境をも包括したところの一つの体系を考えることによって、はじめてそこに生物というものの具体的な存在のあり方が理解されるような存在であるということである。環境から取り出し環境を考慮の外においた生物はまだ具体的な生物ではないのである」¹⁴。

現在進行中の放射能汚染に関して懸念されている健康問題もやはり、こうした認識から生まれてくるものであると言えるだろう。自然環境が放射能に汚染されてしまえば、「食」を通じて人間そのものが汚染されてしまう。放射能汚染の場合であれば、それは内部被曝の問題として議論されることとなる。

自然環境汚染の中でも、とりわけ原田が警告

を発しているのは海洋汚染の問題である。「海に流れれば放射性物質が薄まる」といった発言がなされたのに対し、食物連鎖を通して濃縮が起こることを指摘し、またそれが水俣の教訓であったはずだと言う¹⁵。それに加えて、水俣病事件も福島原子力発電所爆発事故による放射能汚染の拡大も、共に国の政策として、また科学技術の過信がもたらした問題であることが指摘される¹⁶。

ただし、原田は放射能汚染問題と水俣病との違いも指摘している。それは、水俣病は被害が「見えた」が、福島の場合は見えにくい¹⁷、ということである。例えば、癌になったとした場合、一般にも癌はあるため、特徴があるのか見えないか見えないか（非特異的疾患）。原田の指摘を補えば、その「見えにくさ」は、放射線障害において危惧されているのが急性障害だけではなく、むしろ晩発性障害であること、また確定的影響ではなく確率的影響をどのように考えればよいか論者によってまちまちであることなどにも現れている。

取り戻されるべき「自然環境」とは何なのか

ここまで、「食」という観点から人間にとって自然は「対象」ではなく、人間が自然の一部とならざるを得ないことを指摘してきた。次に、その自然の見方、すなわち自然観についてさらに検討を加えたい。

自然環境問題の領域で長年議論されてきたのが「保全」（環境保全主義思想、人間中心主義・功利主義的立場）と「保存」（環境保存主義思想、自然中心主義・原生自然主義的立場）の論争であり、その嚆矢とされるのがヨセミテ国立公園建設にあたってのヘッチヘッチ論争である¹⁸。「保全」とは、「天然資源を賢明、かつ、効率的に利用することであり、人間による天然資源の効率的利用は資源の浪費を防ぐ最も合理的な環境保護政策」とされる。それに対して、「保存」とは、「自然保護がもたらす人間の精神的充足的な側面を重視し、自然は天然資源の貯

蔵庫ではなく、人間の日常生活の癒しとなるべき神からの贈り物」¹⁹とされる。後者の立場からすれば、自然環境そのものを手つかずのまま残すべきだという意見が導出されるし、また前者の立場からは、人間は環境を利用しつつその環境を保全すべきという意見が導き出される。

今日の水俣は、自然環境「保存」の立場から、いわゆる「環境都市」として持続可能な開発を目指していると言える。そのこと自体は、決して批判されることではない。だが、それとは異なる立場から水俣の世界を描き続けてきたのが、石牟礼道子であった。石牟礼の代表作は、言うまでもなく水俣の悲劇を描いた『苦海浄土』²⁰である。だが、破壊された世界を描いた『苦界浄土』に対して、破壊される以前の水俣の世界を描いた『椿の海の記』²¹などの作品群を見逃すわけにはいかない。そこに描かれているかつての水俣の世界は、神々と人間が共存している「アニミズム的世界」「神話的世界」と言われる。

「やまもの木に登るときにや、山の神さんに、いただき申しやすちゆうて、ことわって登ろうぞ」

父の声がずうっと耳についてくる。

やまもの梢の色の、透きとおるように天蓋をしている中を染まりながらしばらくゆき、そこを抜けてふくらみのある風の中にはいると、もう潮っぽい風の吹く岩の上である。わたしは岩の上に膝をつき、つわ露の葉をちいさなじょうごの形につくって、磯のきわの湧水をすくって飲む。清水は口に含むとき、がつつとした岩の膚をしていて、のどを通るとき、まるやかな男水の味がする。

「みっちゃん、やまもの実ば貫うときあ、必ず山の神さんにことわって貫おうぞ」

(中略)

川の神さま方は山の神さまでもあって、海からそれぞれの川の筋をのぼり、村々を区切って流れるちいさな溝川に至りながら、田んぼの畦などを、ひゅんひゅんという声で鳴きながら、狭い谷の間をとってにぎやかに、山

にむかっておいでになるが、春の彼岸に川を下り、秋の彼岸になると山に登んなさるという。年寄りたちは声をひそめ、お通りの声に耳を澄まして小鳴りを聞き、どぶろくを呑んだりだんごを食べたりして、ことなくお通りが済むよう、ちいさな祭りを部落ごとに行うのである²²。

ここに描き出されているのは、人間にとって手つかずの「ありのままの自然」(原生自然)の厳しさといったものではない。むしろ、人間が自然の一部として、積極的に自然と関わり、そこで生きていく世界、自然からの恵みを神から受け取り、またそのことに感謝を捧げる世界、そして神々と人間とがともに暮らす世界である。こうした世界について、石牟礼は次のように表現している。「人智を越えるような力で、いまのような社会になってしまった中で、健気に生きているものたちがいる。草だったり、小さなミナ(巻貝)のようなものだったり、猫の子だったりしますよね。そして、私は田舎におりますから、山のあの衆たちだったり、海のあの衆たちだったり、海の中にも竜宮とはちがう海霊の宮というようなものがあるのだと思って。海霊の宮みたいなものがあるから、漁師さんたちも信心深いし。(中略)神話です。いま水俣は神話の時代に入っている。終末と創世記が一緒にはじまった。どういう神話を残すか。あの原発の地も。滅びと再生がはじまった。人類史の中で劇的にはじまった。そんなふうに思っています」²³。人間にとっての利用価値として自然を見るだけではなく、自然そのものに意味を見出しているという意味では、石牟礼の思想は「保全」主義的思想であると言える。だが、その豊かな自然を人間は同時に、自分たちの必要に応じて「資源」として利用してきたという意味では、「保存」主義的思想でもある。「保全」「保存」の対立を越えた世界がそこに存在している²⁴。石牟礼は次のように言う。

何事かを考える基準の中に必ず、何と言ひ

ますか、人間だけ等身大というのではございませんで、狐も鼠も何かを知らせてくれる。風の便りも何かを知らせてくれる。波の音も何かを運んでくる。そういう、本当に、人間の側からだけでなく、ちりめんじゃこが鯛になってみせたりという嘘……。それは嘘と言えなくもないけど、嘘ではない。どう言ったらいいんでしょう。小さな世界を大きな世界の中に溶け込ませて、あるいは、大きな世界が小さな世界となって滲み色を変えるような、あるいは、声の響きを変えながら、世界というものがどんなに小さな片隅であろうと再生させていく、つくられていく、そういう神話的な世界です。

そういう意味では水俣は、神話的な世界と解け合わない近代文明に侵入されている。あるいは侵略されていると言ってもいいんですけども。産業文明、技術文明、そういうものは市場主義の経済で成り立っています。そういう経済原理で成り立っているイデオロギーに侵略されていく神話的世界という意味で、水俣の時計は止まっている、とわたくしはおもっているんです。それは壊されてはいけなかった世界、壊してはいけない世界で、でき得ればその世界を引き継いでいきたいんです²⁵。

生活者の視点から「近代」を厳しく批判してきた石牟礼の思想²⁶がここに示されているが、それは、近代文明の中で生きることを当然としている人からは理想主義的とされてしまうのかもしれない。だが、水俣の問題を考えていく際、石牟礼の描き出す世界が大きな影響力を持ってきたことも確かである²⁷。

そして、この点においても、やはり水俣と福島との違いを指摘せざるを得ない。水俣病が大きく社会問題化していった1950年代以降、日本は高度成長期へと突入していく。言うまでもなく、近代化・工業化が推進されていたわけだが、逆に言えばこの時代、近代化・工業化されるべき世界がまだ多く残っていたわけである。石牟

礼が描き出すのは、まさにこの「世界」である。

だが、福島第一原子力発電所の原発事故が発生した2011年、こうした「世界」はほとんど残されていなかった。もちろん、故郷喪失という思いは、水俣と福島で共有されるのかもしれないが、福島における『苦界浄土』が書かれることはあっても、『椿の海の記』が書かれることはないのではないかと²⁸。ここにもまた、福島の困難が存在しているように思われる。

まとめ

本稿では、「水俣病」という名称が含む問題を考察の端緒としながら、地名がレッテルになってしまうという問題をまず指摘した。だが、他方でそれはたんなるレッテルではなく、その地で起こった出来事の本質を捉える役割を果たしてもいた。水俣病に関して言えば、そこで病気が発生したというだけでなく、その地の自然環境そのものが「罹患」したことこそが問題であること、またそれは食という営みを通じて人間が自然環境の一部となっていることをまざまざと示していることを指摘した。それゆえに、自然環境を守ることは人間を守ることであり、また人間を守ろうとすることは自然環境を守ろうとすることなのである。そこで言われる自然環境とは、人間が利用すべき「客体」であると同時に、それだけではない意味を担う存在でもあった。これらは「水俣病事件」を見つめ直すことによって見えてきたことであると同時に、そのいくつかは福島第一原子力発電所の原発事故後の放射能汚染問題について考えていくためのヒントともなる。放射能汚染問題について、水俣病事件のように健康被害をはっきりと示すことは難しいが、そうであっても、そこで懸念されているのは、人間がその一部であるところの環境汚染・破壊とそれによって影響を受ける人間のいのちである。

本稿はあくまで「予備的考察」であって、現在進行形である福島の放射能汚染問題について、直接的な提言を行うものではないが、今後、研

究を展開するためのいくつかの視座を示すことはできたと思う。

最後に、今後の方向性を示しておきたい。先に引用した「水俣病の悲劇を繰り返さないために－水俣病の経験から学ぶもの－ 水俣病の発生から昭和43年の政府統一見解の発表まで」という文章は「本報告書のねらい」という一節で締めくくられている。その中で、「水俣病の教訓」を説明した部分を、やや長くなるが引用しよう。

現在人類が直面している化学物質の汚染問題においても、安全性をめぐる二つの立場がある。すなわち、現在のみならず将来に対しても安全性が確認されない化学物質は環境に排出してはならないという立場と、ある化学物質が有害と確認されるまでは排出しても構わないとする立場である。

公害の未然防止や拡大防止といった観点で考えれば、前者の安全性優先の原則には皆が賛成できるはずである。しかし、具体的な対策を講じる段階になると、「原因化学物質が特定されていない」とか、有害性が立証されていないものについては、「その化学物質の規制などを行えば産業活動への打撃が大きい」などの反対が相次ぐことによって、肝心な政策決定、社会的対応は必ずしも迅速に行われない場合が多い。

今日の化学物質による汚染や影響の拡がり、被害が確認された時点での深刻さを考えるとき、有害性やメカニズムの科学的な解明を待つてから対策を講ずるのでは手遅れにならざるを得ず、不確実さが残る中でいかに迅速に行政としての意思決定をすべきか、水俣病の失敗の経験から学ぶことは多い²⁹。

さて、ここに記されていることは、あくまで「化学物質の汚染問題」に限られた話なのだろうか。放射能汚染問題にこの教訓を生かすことはできないのだろうか。この問いに答えるためのヒントを与えてくれるのが、チェルノブイ

リ原発事故後の放射能汚染問題であろう。馬場朝子によるウクライナ調査の報告を確認してみよう。馬場は、IAEA（国際原子力機関）が甲状腺癌や白血病に加えて、非腫瘍性の疾患の増加を公式に認めず、「研究中」としてしまうことに対する現地の医師からの批判を聞き、次のように述べている。

この話を聞いて私は水俣病を思い出した。最初に健康被害が発見されてから、チッソ工場の排水に含まれるメチル水銀が原因と証明されるまでに、10年以上が費やされた。その間、医師や研究者による実験や報告がなされてきた。しかし、データ不足やデータ不備を理由に何度も新たな証明が必要だとされてきたのだ。その間、患者は増え続け、苦しみ続けた。目に見えない原因、傷つけられる自然、何十年にも及ぶ住民の健康被害。優先される企業利益。この両者は、なんと似ていることだろう³⁰。

両者ともに、科学が不完全であるにも関わらず、科学的に証明されないものは存在しないとする「科学主義」がもたらす問題を指摘した上で、何よりも「いのち」や「健康」を守ることを最優先すべきという姿勢を示しているわけだが、この両者の指摘を福島（あるいは東日本）の放射能汚染問題にも当てはめて考えることはできないのだろうか。この問題について踏み込んだ議論をするための準備は、まだできていない。今後の課題としたい。

水俣病関連年表

| | |
|------------------|---|
| 1908 (M41) 年 8月 | 水俣に日本窒素肥料株式会社発足 (1965年にチッソ株式会社に社名変更) |
| 1952 (S27) 年 | 水俣漁協が熊本県水産課に実情調査を要望、県水産課が現地調査 |
| 1953 (S28) 年 | この頃から「ネコ踊り病」により猫多数死亡 |
| 1956 (S31) 年 5月 | 水俣病公式確認 (チッソ附属病院が水俣保健所に奇病発生を報告) / 水俣保健所、医師会、水俣市、市立病院及びチッソ附属病院からなる奇病対策委員会を設置 |
| 8月 | 熊本県厚生省に原因不明の脳炎様疾患の多発を報告 |
| 1957 (S32) 3月 | 厚生省厚生科学研究班が報告書を作成し、原因のある種の化学物質ないし重金属と推定 |
| 8月 | 熊本県厚生省に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、食品衛生法適用の是非について照会 (9月に厚生省から適用できないと回答) |
| 1958 (S33) 年 9月 | チッソアセトアルデヒド工場排水の排出先 (経路) を水俣湾内の百間港から八幡プールを経ての水俣川河口付近へと変更 |
| 1959 (S34) 年 3月~ | 水俣川河口付近又はそれより北側の地域に患者の発生が相次ぐ / 水質二法 (水質保全法及び工場排水規制法) 施行 (所管: 経済企画庁等) |
| 7月 | 熊本大学研究班有機水銀説を発表 (この後、チッソ、日本化学工業協会等の反論が相次ぐ) / チッソ附属病院院長工場排水を猫に直接投与する実験開始 (猫400号が10月に発症したが、チッソは公表せず実験の続行を中止) |
| 10月 | 通産省チッソに対し水俣川河口への排水経路の即時廃止及び排水浄化装置の年内完成を指示 |
| 11月 | 厚生省食品衛生調査会水俣病の原因はある種の有機水銀と答申 (有機水銀の発生・排出源については言及せず) / 水俣市長、市議会、商工会議所等県知事に対しチッソ工場の操業停止につながる工場排水の排出停止に反対する旨陳情 |
| 12月 | チッソ工場にサイクレーターを設置 / チッソと熊本県漁連の漁業補償に関し調停委による調停が成立 / チッソ水俣病患者家庭互助会と見舞金契約 (調停委調停案) 締結 |
| 1960 (S35) 年 1月 | 経済企画庁に「水俣病総合調査研究連絡協議会」設置 (通産省・厚生省・水産庁・学識者が参加、1961年3月の第4回以降開催されず) |
| 1961 (S36) 年 8月 | 胎児性水俣病の公式確認 |
| 1962 (S37) 年 8月 | 熊本大学入鹿山教授チッソ水俣工場のアセトアルデヒド工程の反応管から採取した水銀スラッジから塩化メチル水銀を抽出と論文発表 |
| 1963 (S38) 年 2月 | 熊本大学研究班水俣病の原因物質はメチル水銀化合物であるとの見解を発表 |
| 1965 (S40) 年 5月 | 新潟水俣病公式確認 (新潟大学医学部から新潟県に有機水銀中毒患者発見の報告) |
| 1967 (S42) 年 6月 | 新潟水俣病第一次訴訟提訴 (1971年9月原告勝訴判決 (確定)) |
| 1968 (S43) 年 5月 | チッソ、アセトアルデヒドの製造終止 |
| 9月 | 厚生省水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中の有機水銀であることを政府統一見解として発表 |
| 1969 (S44) 年 2月 | 経済企画庁等水俣湾を水質保全法に基づく指定水域に指定、排水規制を開始 / 水俣病補償処理委員会への一任を巡り、患者団体が一任派と訴訟派に分裂 |
| 6月 | 熊本水俣病第一次訴訟提訴 |
| 12月 | 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行 |
| 1970 (S45) 年 5月 | 水俣病補償処理委員会の斡旋妥結、患者及びチッソ和解契約調印 |
| 1971 (S46) 年 7月 | 環境庁発足 |

| | |
|-------------------|---|
| 1971 (S46) 年 8月 | 行政不服審査請求に対する環境庁裁決（原処分取消し、いわゆる川本裁決）、認定についての環境事務次官通知（昭和46年通知） |
| 10月 | 水俣病の新たな認定患者等チッソとの補償交渉（いわゆる自主交渉）開始 |
| 11月 | チッソは中央公害審査委員会（1972年7月に公害等調整委員会に改組）に調停を要請 |
| 1973 (S48) 年 3月 | 熊本地裁熊本水俣病第一次訴訟原告勝訴判決（確定）／水俣病東京交渉団（訴訟派＋自主交渉派）チッソと直接交渉 |
| 7月 | チッソと水俣病患者団体との間で補償協定締結 |
| 1974 (S49) 年 9月 | 公害健康被害補償法施行 |
| 1976 (S51) 年12月 | 熊本地裁水俣病認定不作為違法確認訴訟原告勝訴判決（確定）（1974年12月提訴） |
| 1977 (S52) 年 7月 | 「後天性水俣病の判断条件について」環境保健部長通知（昭和52年判断条件） |
| 1978 (S53) 年 6月 | 「水俣病対策について」（チッソ金融支援措置（県債方式）等）閣議了解 |
| 1980 (S55) 年 5月 | 熊本水俣病第3次訴訟提訴（最初の国家賠償訴訟→以降国賠訴訟が昭和63年までに計11件） |
| 1985 (S60) 年 8月 | 福岡高裁熊本水俣病第2次訴訟原告勝訴判決（確定）（1973年1月提訴） |
| 1988 (S63) 年 2月 | 最高裁チッソ元社長らに業務上過失致死傷罪の有罪判決（確定）（1976年5月起訴） |
| 3月 | 水俣病チッソ交渉団チッソとの補償交渉開始 |
| 1990 (H2) 年 9月～ | 各裁判所からの和解勧告→国は和解拒否 |
| 1992 (H4) 年 4月 | 環境庁総合対策事業実施（1991年11月の中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」に基づく） |
| 5月 | 水俣市及び実行委員会水俣病慰霊式開催（1996年～環境大臣出席） |
| 1994 (H6) 年12月 | 与党三党水俣病問題の解決について検討開始 |
| 1995 (H7) 年 9月 | 与党三党三党合意「水俣病問題の解決について」（最終解決案）を決定 |
| 9～12月 | 関係団体が三党合意の受入れを決定 |
| 12月 | 「水俣病対策について」閣議了解／「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」閣議決定 |
| 1996 (H8) 年 1月～7月 | 水俣病総合対策医療事業申請受付再開 |
| 2月～5月 | 係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続） |
| 1997 (H9) 年 3月 | 福岡高裁水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟原告勝訴判決（確定）（1978年12月提訴） |
| 2000 (H12) 年 2月 | 「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（県債方式の見直し）を閣議了解 |
| 2004 (H16) 年10月 | 最高裁チッソ水俣病関西訴訟原告勝訴判決（国・熊本県の敗訴が確定） |
| 2009 (H21) 年 7月 | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」施行 |
| 2012 (H24) 年 7月 | 「「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済認定申請締め切り |

（環境相HPに掲載されているものを一部改変。http://www.env.go.jp/council/26minamata/y260-01/mat03.pdf）

注

- ¹ 低線量被曝がもたらす問題に焦点をあてたものとしては、馬場朝子・山内太郎『低線量汚染地域からの報告 チェルノブイリ26年後の健康被害』NHK出版、2012年を参照。
- ² 例えば、今中哲二『低線量放射線被曝 チェルノブイリから福島へ』岩波書店、2012年の構成は、「第一部 福島後を生きる」「第二部 資料―低線量放射線被曝の考え方」に加え、「第三部 資料―広島・長崎原爆の放射線量評価をめぐって」となっている。
- ³ 高橋哲哉『犠牲のシステム』集英社、2012年など。
- ⁴ これは水俣病が過去の出来事として「終わっている」という意味ではない。2009年（平成21年）水俣病事件の「最終解決」を目指して、水俣病被害者救済特別措置法（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）が施行された。これまで未認定であった患者に一時金・療養手当等を支給することが目的とされ、2012年7月末で申請が締め切られ、予想を上回る6万5151人の申請があった。しかし、今回法律の対象外とされた48人が、2012年8月、国と熊本県、原因企業チッソに、総額2億1600万円（1人当たり450万円）の損害賠償を求める集団訴訟を熊本地裁に起こしている。この法律では対象となる地域や年齢が定められており、そこから外れているという理由で対象外とされた者が原告の約7割を占めていて、対象地域や年齢の「線引き」が妥当かどうか争われる。これまで長きに渡り被害者と国との間で「線引き」をめぐる争いが続けられてきたが、その争いは今に至ってもまだ解決していないのである。
さらに、いわゆる「隠れ水俣病」の問題も残されている。水俣病患者の診察に当たってきた原田正純医師は、1972年に出版された著書の中で次のように述べている。「患者たちはこのチッソの支配するまちの中で、なるべく病気を隠そうとした。たとえば四十五、六年になってすら、私たちはしばしば診察を拒否され、申請を拒否する人々に出会った。その理由は、「チッソがなくては水俣は成り立たない、チッソをつぶしてはいけなし」というのである。さらには、「娘がいて、縁談に差しつかえる」とか、「魚が売れなくなるから、漁協のみんなに申しわけない」とか、「人から金ほしさに申請したといわれるのがくやしい」という理由など、さまざまである」。（原田正純『水俣病』岩波書店、1972年、170頁）。今回、

特措法の下で予想を上回る申請があった理由のひとつに、こうした「隠れ水俣病」患者の人々が、最後の機会ということで申請を行ったという事情もあるのだろう。だが、2013年8月の現地調査では、心当たりがありながら今回も申請を行わなかった人たちの存在を耳にした（確認を取ることはできなかった）。この点においても、未だに水俣病は解決していない。

ただし、水俣病が社会問題化してから長い時間が経ち、その間に様々な出来事が蓄積されてきたこともまた確かである。本稿において参照するのは、そうした出来事の蓄積である。

- ⁵ 原爆症認定訴訟熊本弁護団編著『水俣の教訓を福島へ 水俣病と原爆症の経験をふまえて』花伝社、2011年。また、石牟礼道子・藤原新也『なみだふるはな』河出書房新社、2012年も参照。
- ⁶ 水俣病に関する社会科学的研究会「水俣病の悲劇を繰り返さないために ―水俣病の経験から学ぶもの― 水俣病の発生から昭和43年の政府統一見解の発表まで」1999年、1頁。環境省国立水俣病総合研究センターHP（http://www.nimd.go.jp/syakai/webversion/pdfversion/005014_joshou.pdf 2013年09月19日アクセス）より。
- ⁷ 例えば、熊本県庁のHPには、病名変更について次のような記事が掲載されている。「水俣の出身というだけで今も偏見や差別が続いているため、病名の変更が出来ないかという貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

このことにつきましては、県としても非常に残念に思っています。

水俣病は、メチル水銀中毒症であります。しかしながら、病名については、水俣で公式に確認された昭和31年頃、「水俣奇病」という名称が使用され、その後「水俣病」という形で、医学の分野を始め様々な分野で使われ広く定着してきております。

昭和48年頃、水俣市当局、商工会議所、観光協会などが中心となって、病名変更の署名運動も行われ、環境庁（当時）への陳情も行われましたが、実現には至りませんでした。当時地元の議論の中では、水俣病問題を風化させず正面から向き合い、「水俣病」という名称の使用を避ける必要はないとの声もあったと聞いております。水俣病公式確認後、50年以上が経過しましたが、今もなお、水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題があると認

識しております。このため、県としては、国や地元とともに、水俣病の正しい情報や教訓を県内外に伝える事業等に取り組んで参りましたが、一層の取り組みが必要と認識しています。

また、水俣市においては、水俣病を経験した水俣市民だからこそできる「環境モデル都市づくり」に取り組んでおられ、その結果、平成20年度、平成21年度と2年連続で「環境首都コンテスト」総合第1位を獲得されました。これらの取り組みにより、水俣の名前は、「公害都市」から「環境のまち」としても徐々に定着しつつあると考えます。「水俣病の病名に関するご意見」(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/3teigen0720-minamata.html>.2013年9月9日アクセス)より。

⁸ 原田正純「水俣の教訓から新しい学問への探求」原田正純・花田昌信編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年、12頁。

⁹ 同上、13頁。

¹⁰ 拙稿「食の哲学と倫理のための予備的考察」『神奈川大学国際経営論集』第44号、2012年、105-109頁も参照。

¹¹ 拙稿「環境保護」生命倫理事典、太陽出版、2010年、202-203頁、および同著「自然保護」同394-395頁、松野弘『環境思想とは何か 環境主義からエコロジズムへ』筑摩書房、2009年。

¹² この指摘に関しては拙稿「食の哲学と倫理のための予備的考察」を参照。

¹³ 原田正純『水俣病は終わっていない』岩波書店、1985年。

¹⁴ 今西錦司「生物の世界」『生物の世界ほか』中央公論新社、2002年（初出は1941年）、60-61頁。拙稿「食の哲学と倫理他のための予備的考察」も参照。

¹⁵ 原田正純「ミナマタの教訓を福島にどう生かすか」原爆症認定訴訟熊本弁護団編著『水俣の教訓を福島へ 水俣病と原爆症の経験をふまえて』花伝社、2011年、60頁。

¹⁶ 同上、61頁。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 松野前掲書を参照。

¹⁹ 同上、47頁。

²⁰ 石牟礼道子『新装版 苦界浄土』講談社、2004年。

²¹ 石牟礼道子『椿の海の記』朝日新聞社、1976年。なお、同書については若松美智子「石牟礼道子の美の世界 -『椿の海の記』を中心に」『東京農大農学集報』、53(2)、107-119頁、2008年を参照。

²² 石牟礼前掲書、10-12頁。

²³ 石牟礼道子・藤原新也『なみだふるはな』河出書房新書、2012年における、石牟礼道子の発言。なお、この対談そのものは2011年6月13日から15日にかけて行われた。鶴見和子は石牟礼道子を「水俣のシャマン」と呼ぶ（鶴見和子「ナガサキ・ミナマタ-私の平和学」『コレクション 鶴見和子曼荼羅VI 魂の巻 水俣・アニミズム・エコロジー』藤原書店、1998年所収、105頁。初出は、『長崎の証言』誌、長崎の証言の会、1981年夏号）のは、石牟礼が久高島のような南島やそこでユタによって行われてきたイザイホーといった儀式に強い興味を持ってきたことにもよるが、同時に石牟礼のこうした発言からシャーマンのような性格を読み取ってのことでもあろう。

²⁴ 日本の里山にも同様のことが言える。鬼頭秀一『自然保護を問い直す』筑摩書房、1996年。

²⁵ 石牟礼道子『蘇生した魂をのせて』河出書房新社、2013年、138-139頁。

²⁶ 石牟礼道子の近代批判については岩岡中正「共同性のパラダイム転換 -石牟礼道子と共同性の回復-」『熊本法学』97号、1-28頁を参照。

²⁷ 金井景子「「償い」を問う -「水俣病」と石牟礼道子の『苦海浄土』の半世紀-」『早稲田大学教育学部 学術研究(国語・国文学編)』第58号、39・51頁2010年。

²⁸ ただし、飯館村の場合、石牟礼の描き出すアニミズム的・神話的世界とは異なるものの、奪われた自然の意味については語られている。千葉悦子、松野光『飯館村は負けない——土と人の未来のために』岩波書店、2012年などを参照。

²⁹ 水俣病に関する社会科学的研究会前掲文書、13頁。

³⁰ 馬場朝子・山内太郎前掲書、138-139頁。

参考文献

- 石牟礼道子『椿の海の記』朝日新聞社、1976年
石牟礼道子『新装版 苦界浄土』講談社、2004年
石牟礼道子・藤原新也『なみだふるはな』河出書房新社、2012年
石牟礼道子『蘇生した魂をのせて』河出書房新社、2013年
今中哲二『低線量放射線被曝 チェルノブイリから福島へ』岩波書店、2012年
今西錦司「生物の世界」『生物の世界ほか』中央公論新社、2002年（初出は1941年）
岩岡中正「共同性のパラダイム転換 -石牟礼道

- 子と共同性の回復―『熊本法学』97号、1-28頁、2000年
- 金井景子「「償い」を問う ―「水俣病」と石牟礼道子の『苦海浄土』の半世紀―」『早稲田大学教育学部 学術研究（国語・国文学編）第58号、39-51頁、2010年
- 鬼頭秀一『自然保護を問い直す』筑摩書房、1996年
- 原爆症認定訴訟熊本弁護団編著『水俣の教訓を福島へ 水俣病と原爆症の経験をふまえて』花伝社、2011年
- 高橋哲哉『犠牲のシステム』集英社、2012年
- 千葉悦子、松野光『飯館村は負けない ― 土と人の未来のために』岩波書店、2012年
- 鶴見和子「ナガサキ・ミナマター私の平和学」『コレクション 鶴見和子曼荼羅VI 魂の巻 水俣・アニミズム・エコロジー』藤原書店、1998年、100-113頁。初出は、『長崎の証言』誌、長崎の証言の会、1981年夏号
- 馬場朝子・山内太郎『低線量汚染地域からの報告 チェルノブイリ26年後の健康被害』NHK出版、2012年
- 原田正純『水俣病』岩波書店、1972年
- 原田正純『水俣病は終わっていない』岩波書店、1985年
- 原田正純「水俣の教訓から新しい学問への探求」原田正純・花田昌信編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年
- 原田正純「ミナマタの教訓を福島にどう生かすか」原爆症認定訴訟熊本弁護団編著『水俣の教訓を福島へ 水俣病と原爆症の経験をふまえて』花伝社、58-69頁、2011年
- 松野弘『環境思想とは何か 環境主義からエコロジズムへ』筑摩書房、2009年
- 水俣病に関する社会科学的研究会「水俣病の悲劇を繰り返さないために ―水俣病の経験から学ぶもの― 水俣病の発生から昭和43年の政府統一見解の発表まで」1999年。環境省国立水俣病総合研究センターHP (http://www.nimd.go.jp/syakai/webversion/pdfversion/005014_joshou.pdf 2013年09月19日アクセス) より
- 水俣病保健課「水俣病の病名に関するご意見」(平成22年7月回答) <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/3/teigen0720-minamata.html> 2013年9月9日アクセス) より。
- 宮嶋俊一「環境保護」『生命倫理事典』、太陽出版、2010年、202-203頁
- 宮嶋俊一「自然保護」『生命倫理事典』、太陽出版、2010年、394-395頁
- 宮嶋俊一「食の哲学と倫理のための予備的考察」『神奈川大学国際経営論集』第44号、2012年、105-109頁
- 若松美智子「石牟礼道子の美の世界 ―『椿の海の記』を中心に」『東京農大農学集報』、53 (2)、107-119頁、2008年